

入札説明書

令和7年4月11日さいたま市告示第656号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

令和7年度政令指定都市市民による都市イメージ比較調査業務

2 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出に関する事項

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書は、次に掲げる書類を添付し、令和7年4月25日(金)までに必ず提出してください。

- (1) 令和7年4月11日付け、さいたま市告示第656号2(6)に定める実績を証する書類
ア 契約書(仕様書を含む)の写し
イ 誠実に履行した実績が分かるもの(履行確認検査の結果通知の写し、委託料支払い部分の通帳の写し等)の写し
- (2) 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しませんのでご注意ください。
- (3) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しません。

3 仕様に関する質問方法

- (1) 提出先 市長公室秘書広報部広報課
- (2) 提出方法 持参又は電子メール(電子メールアドレス:koho@city.saitama.lg.jp)
なお、電子メールによる提出の場合のメールの件名は「令和7年度政令指定都市市民による都市イメージ比較調査の質問」とすること。
- (3) 受付期間 公告日から令和7年4月25日(金)まで
(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)
- (4) 回答方法 令和7年4月30日(水)までに、全者にすべての質問と回答を、電子メールにて通知します。

4 入札日時 令和7年5月7日(水) 午後2時00分

5 入札場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

6 入札及び開札に立会う者に関する事項

入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出していただきます)。また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。

7 入札に関する事務を担当する課

さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話 048-829-1014

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付期限 令和7年4月30日(水)
- (2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関
- (3) その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札保証金の納付免除に関する事項

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。
 - ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。
 - イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和7年4月25日(金)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。
 - ア (1)のアに該当する場合 令和5年4月1日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し(2件分)
 - イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

11 入札及び開札に関する事項

- (1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出していただきます。)また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがありますので、必ず持参してください。
- (3) 最低制限価格
設定しません。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としてします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札の回数は、1回とします。

1.2 その他の注意事項

(1) 入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして、使用してください。

(2) 入札（見積を含む。以下「入札等」という。）の無効

ア 地方自治法施行令167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札等及びさいたま市契約規則に違反した入札等は無効とします。

イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札等は、無効とします。

ウ 郵便、電報、電話及びファクスによる入札等は、無効とします。

エ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札等は、無効とします。

(3) 入札等及び説明資料

ア 代理人をして入札等をさせる場合は、委任状を提出し、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）には代理人の記名押印をしてください。

イ 総価で記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。ただし、辞退する場合には、入札等の日時までにその旨を必ず届け出てください。

エ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としてします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。再度入札は、1回限りとします。

オ 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施します。